

令和 8 年度 只見町会計年度任用職員
只見町地域おこし協力隊「集落活動支援 協力隊」募集要項

1. 趣旨

只見町では、人口減少や少子高齢化が著しく、担い手不足による集落・団体の組織運営が厳しい現状となっています。

その糸口として集落の良さや、集落の現状・課題を整理し、その対策を担う事業に従事し、地域の活性化に取り組む人材を以下のとおり募集します。

2. 募集人員

(1) 集落活動支援 協力隊 1 名

3. 業務内容

- (1) 集落組織の調査及び運営支援業務
- (2) 集落活性化として取り組む事業
- (3) 只見でしかできない贅沢な暮らしを創出する事業
- (4) 中央公民館事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた活動に関すること。

上記を基本業務とし、特に以下の点についての取り組みとなります。

- ① 町に点在する集落の課題調査や、集落活性化に取り組む業務に、意欲的に取り組んでいた
だけの方を募集します。
- ② 公民館職員として集落・地域の人たちと積極的にコミュニティを図り、意欲的に取り組ん
でいただけの方を募集します。

4. 募集条件

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に在籍し、採用決定後は速やかに只見町に住所登録し生活拠点を移すことのできる方。（※総務省 特別交付税措置に係る地域要件確認表参照）
- (2) 概ね 20 歳以上の者で、心身ともに健康な方。
- (3) 普通自動車運転免許（オートマ限定可）を有する方又は着任までに取得できる方。
- (4) パソコン（電子メール、エクセル、ワード、パワーポイント等）の一般的な操作ができる方。
- (5) 田舎暮らしを楽しみながら積極的に活動に取り組める方。
- (6) 地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方。
- (7) 山間部の地域づくりに興味があり、積極的に取り組む意欲のある方。
- (8) SNSに関する知識や投稿経験を持つ方を歓迎します。只見町に愛着や関心を持っている方。

5. 勤務条件

- (1) 任用開始 令和8年9月以降（予定）

※最も早い場合であり、個別の事情に応じて対応します。

※期間は、採用決定後最低１年以上の勤務を前提とし、最長３年を限度に再任可能です。

- (2) 報酬等 只見町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の定めるところによります。※月額： ２２９，１１０円～（月２１日勤務の場合）

※通勤手当有

※期末手当等が条件に応じ支給されます。

- (3) 勤務先 只見町内（※主たる勤務地：中央公民館）

- (4) 勤務時間 原則として１週あたり５日の勤務とし、労働時間の目安を３７時間３０分と定めるフレックスタイム制（支援組織の指示に従うことを原則とします。）とします。

(5) 待遇・福利厚生

①活動期間中の居住する住宅料は町が負担（５万円/月 上限）しますが、光熱水費・通信費は自己負担とし生活備品等は準備願います。

②業務に係る車輛、消耗品、研修旅費等活動費は、予算の範囲内で町が負担します。

③社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、年次休暇（有給休暇）は基準法等関係法令によります。

④転居するにあたり必要な費用は個人の負担とします。

6. 応募手続

- (1) 受付期間 令和８年８月２４日（月） １７：００まで

※選考は応募順に随時行い、採用決定後は、受付を終了します。

- (2) 提出書類 「集落活動支援 協力隊」応募用紙に必要事項を記入し、写真添付のうえ電子メールもしくは郵送にてご応募ください。

7. 選考方法

- (1) １次選考 提出書類審査のうえ、結果を応募者全員に通知します。

- (2) ２次選考 １次選考合格者に対し面接を行います。（１次選考に合格された方のみ、２次選考の日時・場所を個別にご連絡いたします。）

- (3) 選考結果 ２次選考終了後、文書で通知します。（採用時期については、受け入れ準備が整い次第、速やかに着任していただきます。）

8. その他

募集に関する質問は、下記へファックス、メール又は郵送で行ってください。

9. 応募・問い合わせ先

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字宮前1390番地

只見町役場 中央公民館（只見公民館）

（電話）0241-82-2141 （FAX） 0241-82-2142

（メールアドレス）tdmk@town.tadami.lg.jp